

【ご参考】

2006年5月17日

各 位

上場会社名 中外製薬株式会社  
コード番号 4519 (東証 第一部)  
本社所在地 東京都中央区日本橋室町 2-1-1  
代 表 者 代表取締役社長 永山 治  
問い合わせ先 責任者役職名 広報 I R 部長  
氏 名 富樫 守  
電 話 番 号 03(3273)0881

## 特許侵害訴訟にかかわる控訴状の受領について

当社を被告として味の素株式会社より提起された下記特許侵害訴訟につき、2006年3月22日東京地方裁判所によりなされた下記判決に関し、知的財産高等裁判所より、味の素株式会社が当社を相手方とし、2006年4月4日付で控訴を提起した旨の控訴状の送達を2006年5月16日に受けましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 控訴人

- (1) 名 称 味の素株式会社
- (2) 所 在 地 東京都中央区京橋 1 丁目 1 5 番 1 号
- (3) 代表者の氏名 代表取締役社長 山口範雄

#### 2. 訴訟および原審判決の内容

- (1) 訴訟の原因  
当社が製造販売している医療用医薬品「エボジン」および「ノイトロジン」の製造行為が、味の素株式会社の保有する製法特許を侵害するとの訴え
- (2) 請求の内容  
損害賠償請求金額 金30億円およびこれに付帯する法定利息  
なお、控訴人は、原審の訴状の「請求の原因」において、当該請求は一部請求であり、損害額の合計は382億円を下回らない、としております。
- (3) 原審判決の内容
  - ①原告の請求を棄却する。
  - ②訴訟費用は原告の負担とする。

#### 3. 今後の見通し

当社は、原審において認められたように、当社の行為は当該特許の侵害にはあたらないと確信しており、控訴審においても引き続き当社の正当性を主張していく方針です。また、当該特許について当社は特許無効審判を請求し、2005年9月7日に特許庁により無効審決がなされておりますが、これに対し味の素株式会社が審決取消訴訟を提起し、現在知的財産高等裁判所において係属中です。

以 上